

財政運営計画（R3～R5）策定方針

本年度の財政運営計画等について

本市の財政状況については、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税収入の減少や感染症対策のための緊急的な財政出動、景気後退による扶助費等固定経費のさらなる増加など、これまで以上に厳しい状況になることが見込まれており、今後の中長期的な財政収支の見通しを立てることが困難であることから、本年度の財政運営計画等については、新規・継続を問わず事業実施が保留となることも想定した審査となる旨、留意のこと。

また、このことを踏まえて、真に必要な事業の検討や実施時期の見直しを含めた事業の必要性の検証を行うこと。

1. 基本的事項

(1) 計画の目的

- ・財政運営計画（以下「本計画」という。）は、総合計画の施策・事業の推進を図るため、未来への責任ある政策論議を行い、事業の「選択」と「集中」により、厳しい財政状況が見込まれる中にあっても、地域経営を進める上で重要な今後3年間の具体的な施策を明らかにすることを目的とする。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から5年度までの3年間とする。

（現計画（令和2年度～令和4年度：以下省略）を時点修正する。）

(3) 計画の運用方法

- ・本計画は固定方式により運用する。⇒「2. 対象事業」を参照
- ・なお、計画の背景となる社会経済情勢の変化や事業実施における課題の状況等に応じて、毎年度必要な見直しを加える。

(4) 計画策定の考え方

- ・本計画は、原則として現時点における可能な限りの情報をもとに作成する中・長期の財政フレームの限られた財源の範囲において作成する。
- ・既に計画された事業であっても時代のニーズを適宜反映し、必要な見直しを積極的に行いながら、最も事業効果が高く、その成果を市民へ早期に還元できるよう戦略的な事業見直しを行う。
- ・本計画の対象とはならないものの、同期間内において実施を予定している

ソフト事業等の新規・拡大施策についても、予めその財政的な影響を把握するとともに、政策論議を通じて事業の優先順位を判断するため、本計画とは別に『重点政策マネジメント事業』の審査・調整を行う。

- ・第6次総合計画は令和3年度から計画年度となっており、令和2年度中に基本構想が策定される予定であることから、今後、総合計画と所要の調整を行うので了知のこと。

2. 対象事業

(1) 財政運営計画

現計画を固定した上で今後4年間（令和3年度から令和6年度）に行う必要のある事業で、以下の①②のいずれかに該当するもの。

本計画は固定方式としているため、【新規事業】については原則として令和5年度以降とすること。ただし、国・県等の制度の改正や、事業承認により新たな財源の確保が得られる事業は、令和3年度を起点とすることが出来る。（固定方式の例外）

なお、本計画への計上は3年間（令和5年度まで）である。

- ① 【継続事業】…現計画に計上されている事業
- ② 【新規事業】…総額（基本計画から事業完了まで）が1億円以上のハード事業（単なる修繕工事を除く。）

(2) 重点政策マネジメント事業

本計画対象事業（上記（1））以外で、今後4年間（令和3年度から令和6年度まで）に行う必要のある事業で、以下の①～③のいずれかに該当するもの。

なお、対象を事業実施の有無や制度設計等について政策論議が必要なものに限定しているところであり、要件に合致しない要求は理由の如何を問わず認めないので留意のこと。

- ① 【新規事業】…全体事業費（4年間の総額）が1千万円以上のソフト事業、および1千万円以上1億円未満のハード事業（修繕は1億円以上可）。施設の**新築・増築に伴い発生するランニングコストの増加等を含む。**ただし、以下の重点テーマのいずれかに該当する事業のみを対象とする。

<重点テーマ>

- 「防災・安全のまちづくりの推進」
- 「健幸都市づくりの推進」
- 「子育て・教育の充実」
- 「“まちなか”を活かした魅力向上」
- 「コミュニティ活動の推進」

- ※ 第6次総合計画のリーディング・プロジェクトは検討中であるため、昨年度の重点施策、リーディング・プロジェクトを踏襲する。(重点施策のうち、内容がリーディング・プロジェクトと重複する項目については、リーディング・プロジェクトを重点テーマとして設定している。)
- ※ 事業計画については、第5次総合計画の内容を踏まえたうえで、第6次総合計画を見据えたものとする。

② 【理事者より政策議論が必要とされた事業】…「令和2年度における各部局の課題整理および組織目標」にかかる理事者ヒアリング等において、理事者より財政運営計画等で政策議論が必要とされた事業のうち、全体事業費（4年間の総額）が1千万円以上の事業

③ 【継続事業】…令和元年度の重点政策マネジメント事業等として措置された事業のうち重点政策マネジメント事業対象経費に区分した事業・継続事業の区分について

枠配分経費……事業費に増減の少ない継続的な事業（扶助費含む）

枠配分外経費…年度により事業費の増減はあるが、経常的な事業、人件費等枠配分になじまない事業

重点政策マネジメント事業対象経費

…事業実施にあたり課題があり議論すべき事業

※ ただし、枠配分経費、枠配分外経費に区分した事業であっても、令和3年度以降に拡充すべき事業であれば、当該拡充部分が上記①～②のいずれかに該当する場合に限り、重点政策マネジメント事業としての要求を可とする。

※ 平成29・30・令和元年度重点政策マネジメント事業、平成28年度までの財政シミュレーション事業、令和2年度当初予算にて措

置された地方創生関連事業および直近の総務部枠外協議経費等の区分については別表のとおりとする。

- ※ 枠配分外経費に区分した事業については、各事業の令和3年度調整額を上限として当初予算要求を可とし、事業間における調整額の流用は不可とする。

3. 各種計画等との整合

(1) 草津市総合計画

第5次草津市総合計画第3期基本計画の内容を踏まえるとともに、別途、総合政策部において実施される施策評価の内容を反映し、本計画との整合性を十分に図ったものとする。

また、現在策定中である令和3年度からスタートする第6次草津市総合計画についても見据えた上で、事業展開を図ること。

(2) 草津市健幸都市基本計画

個人や地域の健康づくりに加えて、産学公民の連携、健康産業の振興、都市計画や公共インフラ整備の観点からの健康へのアプローチなど、健幸都市の実現を目指した事業展開を図ること。

(3) 草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

近い将来訪れる人口減少局面で生じる様々な課題を最小限に食い止めつつ、人口減少対策および地方創生に特化した取組の考え方を示す総合戦略の視点を踏まえたものとする。

(4) 草津市公共施設等総合管理計画

平成28年3月に策定した当該計画に基づき、公共建築物の新設、更新等にあたっては、PPP/PFI手法の活用や民間活力の導入等の可能性の検討を行うとともに、既存施設の統廃合等を前提として施設整備等の検討を行うこと。

なお、公共施設等の管理に関する基本的な方針に基づき、令和17年度末の計画期間終了時における人口一人あたりの公共建築物延床面積を計画策定時の値である $2.6\text{ m}^2/\text{人}$ 以下に維持することについて、留意のこと。

また、当該事業の必要性や目的妥当性、ライフサイクルコスト等について、十分な検証を行うこと。

(5) 業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

徹底した歳出削減や「スクラップ・アンド・ビルド」を行うことにより、主体的に部内予算のマネジメントを行い、部長自らが経営感覚を持って、事業の選別を厳しく行うこと。なお、働き方改革の目指す姿と取り組み内容を示した「Kusatsu Smart Project」においても、『PLAN1「職員の意識改革と多様で柔軟な働き方の実現」』の具体的な取り組みの一つとして、「スクラップロードマップの徹底」が位置付けられていることに鑑み、本計画および重点政策マネジメント事業の要求にあたり、新規・拡大事業を要求する場合は、必ず様式3・様式4（業務見直し工程表（スクラップロードマップ））を提出すること。

・提出様式

提出様式の記載方法は、別添の『各様式記載要領』および「業務見直し工程表（スクラップロードマップ：R2～R4）策定方針」を参照すること。

	提出書類
財政運営計画	【様式1】
重点政策マネジメント事業	【様式2】
業務見直し工程表（スクラップロードマップ）	【様式3・様式4】

(6) その他計画

今年度において計画を策定し、令和3年度以降に事業展開を予定しているものについては、事業内容が当該計画と整合性のとれたものとなるように十分留意のこと。

4. 予算編成等との関係

(1) 予算要求

- ・本計画および重点政策マネジメント事業に未計上であって、「2. 対象事業」に該当するものについては、原則として予算要求を認めない。
- ・令和2年度当初予算において、分権型予算制度の更なる推進を図るため、過年度の総務部枠外経費の一部について、各部局への予算配分枠の拡充を行ったところであり、この趣旨を踏まえて各部局の責任のもと、予算配分のマネ

ジメントを行うこと。

(2) 予算配分枠

- ・枠配分額と本計画、重点政策マネジメント事業および業務見直し工程表（スクラップロードマップ）との関係は、以下の①②③のとおりとする予定なので留意されたい。

① 財政運営計画

- ・本計画に計上した事業費の一般財源は、市としての優先的施策であることから、枠配分外経費として各部への予算枠配分前に優先的に確保する。

② 重点政策マネジメント事業

- ・重点政策マネジメント事業において措置された事業費の一般財源は、昨年度と同様に枠配分外経費として取り扱うものの、予算編成時点の財政フレーム上の不足額の状況を勘案した上、重点政策マネジメント事業の査定状況に応じて要求部における予算配分枠から一定程度を直接減額するので留意のこと。（別添「令和2年度財政運営計画事業・重点政策マネジメント事業審査結果・予算見積対応表」参照のこと）

③ 業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

- ・工程表により削減される経費については、各部局の財政マネジメントにおける分権型予算制度を推進していることに鑑み、枠配分から減額しないこととする。

なお、令和3年度から、「事業の見直し等の更なる徹底のためのリスト」を経営戦略課において作成予定であり、当該リストにより廃止または縮小となる経費については、代替案を作らない方針であることから、令和4年度当初予算枠配分額から減額する予定であるので留意のこと。

(3) その他

- ・本計画等の作成にあたって、指示事項として提示された内容については、予算要求時までには必ず整理しておくこと。
- ・財政運営計画および重点政策マネジメント事業は、予算見積時の上限を定めるものであって、予算措置を担保するものではないので留意すること。

5. 提出において留意すべき事項

(1) 財政状況

令和2年度当初予算は、現下の厳しい経営環境に対応し、規律ある行財政マネジメントの下で自律した地域経営の実現を図るため、「草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例」および「草津市財政規律ガイドライン」に基づき、各種財政指標に留意しながら、重点施策として位置付けた「防災・安全のまちづくりの推進」「教育の充実」「子育て支援の充実」「高齢者福祉の充実」「スポーツ健康づくりの推進」の5つの重点施策と「第5次草津市総合計画第3期基本計画のリーディング・プロジェクト」に限られた財源を戦略的に配分し、編成したところである。

歳入面では、歳入の根幹である市税収入について、当初予算時点では、法人市民税の減収、個人市民税・固定資産税の増収でおおむね横ばいを見込んでいたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気の先行きは予断を許さない状況にあり、市税収入が大幅に減少することも懸念される。

一方、歳出面では、社会保障関係経費の自然増や子育て関連経費の増加に加え大規模事業の実施により、全体の予算規模は引き続き高い水準で推移しており、財源不足の一部を基金の取り崩しや市債発行額の上乗せによって補てんする厳しい収支構造となるなど、予算編成に大変苦慮しているところである。昨年度に策定した財政運営計画においても、令和3・4年度の2か年において約19億円の収支不足を見込んでおり、今後も慢性的な財源不足が予想される。

また、財政規律ガイドラインに定める各種財政指標についても、大規模事業の実施に伴う市債の新規発行等を背景に、一部の指標において目標値をオーバーしている状況であり、本市が将来にわたって健全で持続可能な財政運営を維持していくためには、「業務見直し工程表(スクラップロードマップ)」を不断の取組とすることにより、事業の「選択と集中」、抜本的な見直しを徹底するなど、更なる財政規律の確保が急務である。

また、今後本市においても、人口減少時代を迎え、行政サービスの増大局面から減少局面への転換を強いられ、地域経営体としての資源の調達、とりわけ財源の確保がますます重要となることから、行政サービスの持続性の確保に向け、より一層取り組む必要がある。

本計画の計上においては、上記の点について、十分に留意されたい。

(2) 昨年度指示事項への対応

- ・昨年度に計画に計上されなかった事業については、当時の内示における指示事項の解決を図った上で提出すること。
- ・継続事業を提出する場合は、令和元年度の決算および令和2年度予算措置等を反映するものとし、予算編成時の課題などがある場合は、必ずその解決を図るとともに解決策を提示すること。
- ・昨年度指示事項および解決策については、様式1、2の「実施に当たっての課題・問題点」の欄に記載すること。

(3) 財源の確保についての情報収集

国庫支出金、県支出金等の特定財源の確保に努め、財源の動向には細心の注意を払い、情報収集に努めるとともに、新たな補助金等を含め、積極的な財源取り込みにより、可能な限り市の財政負担の抑制を図られたい。

(4) その他

- ・財政運営計画事業の要求にあたっては、将来の財政的な影響を把握するため、施設整備費に加えて、施設整備後のランニングコストについても、明示のこと。
- ・重点政策マネジメント事業における新規・拡大事業については、既存事業の廃止・見直しによりその財源を捻出することとする。
- ・各部局の主体的なマネジメントによる事務事業の点検を引き続き実施し、事務事業の改革・改善を図ること。
- ・事務の効率化やコスト削減を図る手法の一つとして、アウトソーシング等の積極的な活用について検討を行うこと。
- ・複数の部局に関連する事業にあっては、関係部課相互において十分に協議・調整を図ること。

6. 今後のスケジュール（予定）

5月28日（木）	部長会 通知
6月23日（火）	提出期限（厳守）
6月下旬～7月下旬	ヒアリング・財政フレーム作成資料依頼
8月上旬	部長間調整
8月下旬	理事者協議
9月中旬	計画策定
10月中旬（調整中）	議会報告・市民への公表